

青森県麻しん・風しん排除計画等 の一部改正について

青森県麻しん風しん対策会議
平成28年2月26日(金)

青森県健康福祉部保健衛生課

青森県麻しん・風しん排除計画等の一部改正

改正案件

- 青森県麻しん・風しん排除計画 ーはしか・風しんゼロを目指してー
- 青森県麻しん・風しん対策ガイドライン(発生時対応編)

主な改正内容

- ・平成27年5月21日、麻しんの届出が「7日以内」から「直ちに」に変更となったことから文言を修正すること。
- ・麻しんの計画は、平成27年度までであることから、平成28～30年度の計画を策定すること。
- ・平成26年度に目標である「麻しんゼロ」、「風しんゼロ」を達成したことから、今後は、「麻しんゼロ」、「風しんゼロ」の達成維持を目標とすること。
また、県の取組状況等については、これまでと同様に関係機関に毎年報告するが、県対策会議は、麻しん・風しん確定症例(臨床診断例、輸入症例は除く)が確認された場合等、必要に応じて開催することとする。

施行期日

平成28年4月1日